

令和6年度 神戸市高齢者インフルエンザ及び 新型コロナワクチン定期接種実施要領

令和6年10月 神戸市保健所

(目的)

第1条 「予防接種法（昭和23年法律第68号）」及び「定期接種実施要領」、「神戸市定期予防接種及び行政措置費用助成要綱」に基づき、高齢者インフルエンザ予防接種及び新型コロナワクチン接種定期接種（以下、高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン定期接種）の実施について必要な事項を定める。

(実施主体等)

第2条 高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン定期接種は「予防接種法（昭和23年法律第68号）」に基づき実施する定期予防接種とし、神戸市が実施主体となり、地域の医療機関の協力を得て実施する。

(実施期間)

第3条 高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン定期接種の実施期間は令和6年10月1日から令和7年1月31日までとする。

(対象者)

第4条 高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン定期接種の対象者は接種日現在、神戸市民であり、以下の各項に該当するものとする。

1. 65歳以上
2. 60歳から64歳の者で、心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害があり身の回りの生活を極度に制限される者及び、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫の機能に障害があり、概ね身体障害者程度等級1級に相当する日常生活がほとんど不可能な者

(使用するワクチン)

第5条 高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン定期接種は本条各号に定めるワクチンを使用するものとする。

1. インフルエンザワクチン

<令和6年度インフルエンザHAワクチン製造株>

A型株：A／ビクトリア／4897／2022（IVR-238）（H1N1）

A／カリフォルニア／122／2022（SAN-022）（H3N2）

B型株：B／プーケット／3073／2013（山形系統）

B／オーストリア／1359417／2021（BVR-26）（ビクトリア系統）

2. 新型コロナワクチン

JN.1系統及びその下位系統へのより高い中和抗体を誘導する抗原を含むもの